



この度は、令和7年度「世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）」、令和7年度「新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）」要望調査の実施についてのご案内です。募集期間が短いため臨時号ということで配信いたします。

（担当T,S）

（目次）

1. 令和7年度「世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）」要望調査の実施について
2. 令和7年度「新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）」要望調査の実施について

【1. 令和7年度「世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）」要望調査の実施について】

将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援するとともに、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

◆助成対象者／

独立・自営就農時に原則50歳未満の新規就農者又はその者が経営する法人

◆助成金の額／

ア. 農業用機械・施設等の修繕、移設、撤去等の経営資源の有効利用、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組

【補助率：1/3等（事業費上限：1,800万円）】

イ. 機械・施設等の導入

【補助率：3/4（事業費上限 1,200 万円）】

◆要望調査の期間／

令和7年3月4日（火曜）まで

◆要望調査の内容／

農政課担い手支援係（TEL：0234-26-5766）までお問い合わせください。

【2. 令和7年度「新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）」要望調査の実施について】

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

◆助成対象者／

独立・自営就農時に原則 50 歳未満の認定新規就農者

◆助成金の額／

ア. 機械・施設等の導入

【補助率：国 3/4（事業費上限 1,000 万円（経営開始資金の交付対象者は上限 500 万円）】

◆要望調査の期間／

令和7年3月4日（火曜）まで

◆要望調査の内容／

農政課担い手支援係（TEL：0234-26-5766）までお問い合わせください。



さかた農林水産業お役立ち情報

発行日：毎月1回＋臨時号

発行元：酒田市農林水産部農政課

☆ 酒田市の農業に関するホームページ

<https://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/nogyo/index.html>

- ◇ ページ内のリンク先へのアクセスに起因する通信料の増大や被害等については、発信者は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- ◇ 市公式 LINE での配信の登録、配信停止等は下記リンク先を参考に設定をお願いいたします。

https://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/nogyo/nosanbutsu/nosei_line.html



新規就農者確保緊急円滑化対策のうち 世代交代円滑化タイプの概要

次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、
親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しします。

1. 対象者

独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

2. 支援内容

① 経営資源の有効利用に向けた取組

機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費



② 円滑な経営移譲に向けた取組

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
(定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等)



③ 経営発展に向けた取組

機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、
機械リース等に要する経費



※ ①は事業費25万円以上の取組、③は事業費50万円以上の機械・施設等が対象。
※ 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械・施設等、経営移譲者等が所有する資産の購入又は賃貸借に係る経費等は補助対象外。

3. 補助額

◆ 国費上限 600万円 (2の①～③の合計)

◆ 補助率

①、② : 国 1/3以内、都道府県又は市町村 1/3※

③ : 国 1/2以内 (都道府県支援分の2倍を国が支援)

※①、②の地方負担は任意。都道府県又は市町村が補助を行う場合、補助率に応じてポイントを加算。

4. 主要要件

- ✓ 将来像が明確化された地域計画※¹又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること。
- ✓ 令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人※²であること。
- ✓ 青色申告を行うこと。
- ✓ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。
- ✓ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可。

※¹ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域。

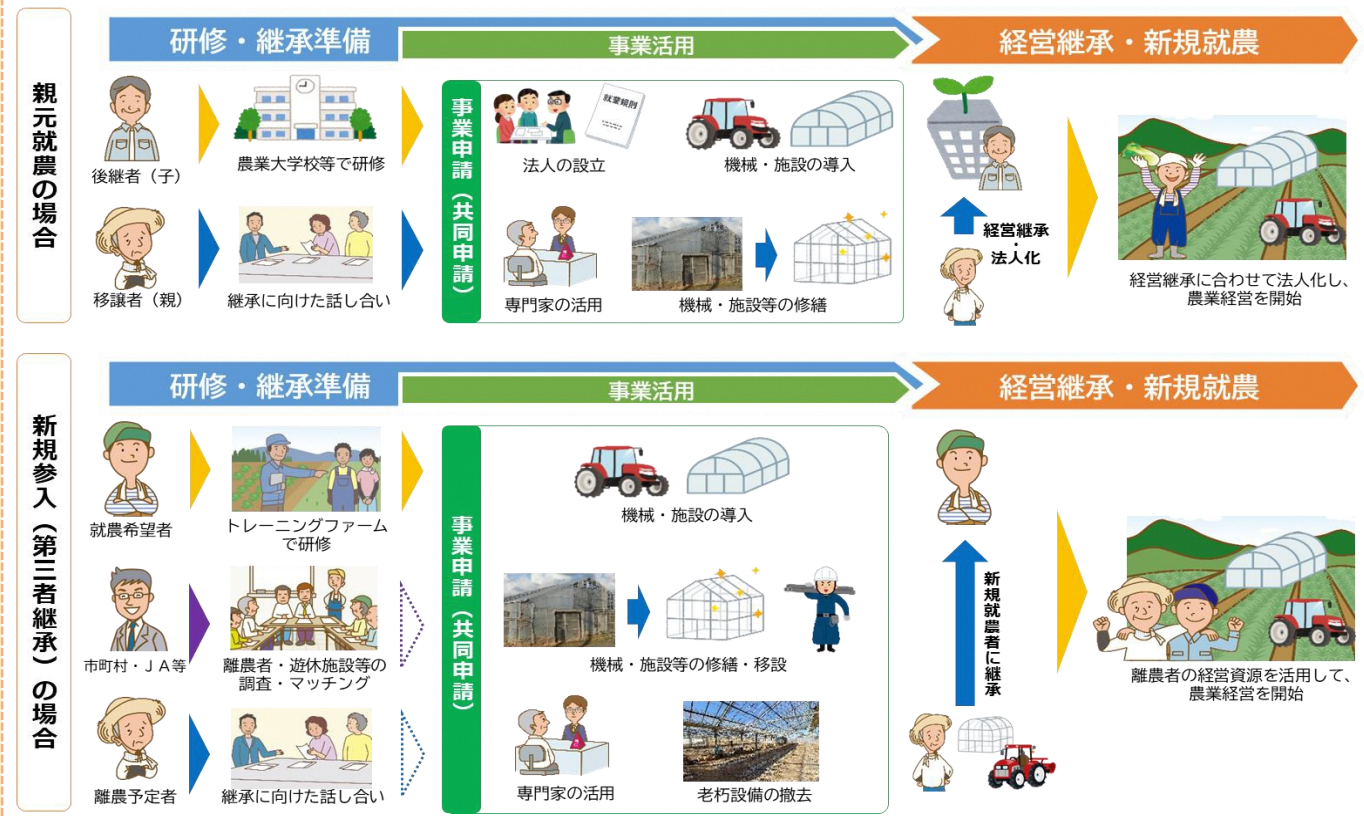
※² 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、令和4年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。



5. 共同申請

- 経営資源の有効利用に向けた取組又は円滑な経営移譲に向けた取組を実施する場合、**経営移譲者等との共同申請（事業実施）が可能。**
- **研修中など経営開始前であっても、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能。**

【共同申請による事業の実施例】



※ 市町村・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関との共同申請も可能。

※ 経営移譲者等が整備した機械・施設等の経営資源は、事業実施年度の3年後の年度までに新規就農者に譲渡（当該経営資源が、農地などの不動産の場合は貸付けも可）。

※ 経営移譲者等が経営発展に向けた取組を実施することは不可。

6. 成果目標

事業実施年度の3年後の年度までに、以下①、②を達成すること。

① 農業経営改善計画の認定を受けること。

② 以下のア又はイを達成すること。

ア 将来像が明確化された地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模より増加していること。

イ 目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上となること。

ただし、以下に該当する場合は、目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の110%以上となること。

- ・ 主たる品目について、事業実施年度の経営規模が、地域内の農業を担う者の平均を上回っている
- ・ 事業実施年度の経営規模が、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を上回っている

※経営規模：作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれか

※ 経営開始前に事業を活用した場合の目標年度は、経営開始年度の3年後の年度。

7. ポイント

応募される新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高い者から採択します。

No.	項目		Pt
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2	サポート体制	①－1 地域サポート計画が策定されている	1
		①－2 ①－1に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
		①－3 ①－2に加え、①－1の地域サポート計画の支援分野の全てについて、担当機関・部署が明確になっている	3
		② 第5のIの2の（1）又は（2）の取組について、都道府県又は市町村が、合わせて補助率1／3以上の支援を実施する 補助率1／6以上の支援を実施する	5 3
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
		② ①に加え、GAP認証等を取得する	3
4	経営の発展	目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より	
		50ポイント以上高い	5
		40ポイント以上高い	4
		30ポイント以上高い	3
		20ポイント以上高い	2
10ポイント以上高い	1		
5	法人化	① 農業経営を法人化している又は事業実施年度内に法人化する	5
		② 目標年度までに農業経営を法人化する	3
6	家族経営協定を書面で締結している		1
7	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1
8	データを活用した農業を実践する		2
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		2
合計（最大）			30

お問い合わせ先

本事業による農業者への支援は市町村を通じて行われます。

事業の詳細・申請方法等については、市町村・都道府県の農政部局、以下の地方農政局等へお問合せ下さい。

東北農政局 経営支援課	☎022-221-6217
関東農政局 経営支援課	☎048-740-0394
北陸農政局 経営支援課	☎076-232-4238
東海農政局 経営支援課	☎052-223-4620
近畿農政局 経営支援課	☎075-414-9055
中国四国農政局 経営支援課	☎086-224-8842
九州農政局 経営支援課	☎096-300-6375
沖縄総合事務局 経営課	☎098-866-1628

MEMO

新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業

令和7年度実施分
第1回
要望調査実施のご案内



就農後の経営発展のために、
都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、
都道府県支援分の2倍を国が支援する事業に関するご案内です。

経営発展支援事業について

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

例1. 国1/2、県1/4、本人1/4 例2. 国1/2、県1/3、本人1/6

支援額：補助対象事業費上限 1,000万円

※1 経営開始資金の交付対象者は、同500万円

※2 夫婦で共同経営する場合は、同1,500万円

（経営開始資金の交付対象者の場合は、同750万円）

※3 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合は、次のいずれか低い額

① 2,000万円

② 経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でない者は1,000万円（夫婦を含む場合は当該夫婦について※2の額）として合算した額

自己負担は必要です！

※経営継承・発展支援事業との併用は不可。また、他の国の助成事業の対象として整備するものでないこと。

① 対象者

● 主な要件は以下のとおりです。

- ① 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。
 - ② 事業実施の年度又は前年度に経営を開始し、農地の権利を有する等の内容を満たす独立・自営就農をしている又はすること。
 - ③ 認定新規就農者であること。
 - ④ 農業経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する経営を発展させる計画※を立てること。
 - ⑤ 目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
 - ⑥ 経営発展支援事業、初期投資促進事業、雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を受けていないこと。
 - ⑦ 自己負担分について、融資を受けていること。（青年等就農資金を活用可） 等
- ※ 所得、売上、付加価値額のいずれかを10%増、又は生産コスト10%減

② 対象経費

● 対象となる事業内容は以下のとおりです。

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的な経費

● 事業内容の主な要件は以下のとおりです。

- ① 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ② 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。
また、中古機械及び中古施設にあっては、中古耐用年数が2年以上のものであること。
- ③ 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- ④ あらかじめ立てた計画の達成に直結するものであること。
- ⑤ 園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。（家畜の導入、果樹・茶の新植・改植は除く）
- ⑥ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。 等

③ 対象となる事業内容の詳細

例えば、以下のような取組が支援の対象となります。

- ・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- ・育苗施設、集出荷施設（選果機）、畜舎など設備の取得
- ・ビニールハウスの整備
- ・家畜の導入や果樹・茶の新植・改植
- ・簡単な基盤整備（区画整理、畦畔の除去）



④ ポイント制（取組に応じた事業採択方式）

I. ポイント項目

応募される新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高い者から配分の対象とします。
ポイントは9点以上取得できなければ申請することはできません。

No.		ポイント
(共通ポイント)		
1 研修	① 農業生産に関して、自らが取組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
	② 農業生産に関して、自らが取組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
	③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2 サポート 体制	① 地域サポート計画が策定されている	1
	② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
	③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て ^{※1} について、担当機関・部署が明確になっている	3
3 経営管理の 合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
	② ①に加え、青色申告を実施する	2
	③ ②に加え、GAP認証等を取得する ^{※2}	3
4 所得	① 所得目標 ^{※3} が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	1
	② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2
	③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3
5	① 家族経営協定のうち必須項目について書面で締結している ^{※4}	1
	② ①の事項に加え、その他の事項（休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険）を1つでも設定している	2
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している	1
7	データを活用した農業を実践する	1
8	農業経営を法人化する	1
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける ^{※5}	1
(共通ポイント)		
10	県加算ポイント	Ⅱへ

- ・ 目標として行う項目（No.3,4,7,8及び9）については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」

※2 JGAP、ASIAGAP又はGLOBAL G.A.P.の認証を取得する、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格する。

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。

※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

※5 みどりの食料システム法とは、「環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」をいう。

Ⅱ. 都道府県加算ポイント

都道府県は持ち点の範囲で、各県が設定する取組に対してポイント加算できます。

【都道府県が設定する取組等のイメージ】

取組等の内容	ポイント（例）
都道府県の振興作物の作付け	レタス(3 点)、ブドウ(2 点)、ニンジン(1 点)
都道府県が推奨する研修期間の卒業	〇〇トレーニングファーム(2 点)、県立農大(1 点)
年齢	20代(2 点)、30代(1 点)

⑤ 本事業に関する問い合わせ先

本事業による農業者への支援は市町村等を通じて行われます。

事業の詳細については、市町村又は都道府県の農政部局、以下の地方農政局等へお問合せ下さい。

東北農政局 経営支援課	☎022-221-6217
関東農政局 経営支援課	☎048-740-0394
北陸農政局 経営支援課	☎076-232-4238
東海農政局 経営支援課	☎052-223-4620
近畿農政局 経営支援課	☎075-414-9055
中国四国農政局 経営支援課	☎086-224-8842
九州農政局 経営支援課	☎096-300-6375
沖縄総合事務局 経営課	☎098-866-1628